

**平成24年度新宿区外部評価委員会第2部会
第3回会議要旨**

<開催日>

平成24年7月9日（月）

<場所>

区役所本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（5名）

森本委員、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱈沢委員

事務局（4名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当2名

説明者（4名）

計画事業 30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」

131「高齢者総合相談センターの機能強化」

36「高齢者の社会参加といきがいくりの拠点整備」 **実施**

7「成年後見制度の利用促進」

31「介護保険サービスの基盤整備」

32「介護保険制度改正に伴う支援」

34「障害者の福祉サービス基盤整備」

高齢者福祉課長、地域福祉課長、介護保険課長、障害者福祉課長

<開会>

1 計画事業ヒアリングの実施

【部会長】

第3回第2部会を開会いたします。

本日は前回に引き続き計画事業のヒアリングを行います。

最初に高齢福祉課の3つの事業についてヒアリングを行いますが、その前に委員の紹介と本日のヒアリングの主旨についてご説明をいたします。

<委員紹介>

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を3つの部会に分けており、この第2部会のテーマは「福祉、子育て、教育、暮らし」です。今回は、実行計画の最終年度の評価となりますが、計画事業の内容を初めて目にする委員も多いため、できるだけ多くの事業をヒアリングしたいという方針のもとに、ご出席をお願いしました。本日は、1つの事業につき20分の想定でヒアリ

ングを行います。前半7〜8分程度で事業の概要をご説明いただき、その後、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

では最初に計画事業30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」について高齢者福祉課長よりご説明いただきます。よろしくお願いします。

【説明者】

よろしくお願いいたします。

計画事業30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」についてご説明いたします。

高齢者が地域の一員として尊重され、安心して在宅生活を続けられるよう、広く区民との連携を行うことで地域コミュニティによる日常的な支え合いの仕組みをつくることを目的とした事業です。

手段としては「高齢者の孤独死防止に向けた取組みの推進」、「認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり」、「地域見守り活動の推進」の3つになります。

平成23年度の主な実施内容は、「ひとり暮らし高齢者への情報紙の訪問配布等」、「孤独防止に関する意見交換会の開催」、「認知症サポーターの養成」、の5つです。

なお、「ふれあい訪問」及び「見守り訪問」につきましては、社会福祉協議会へ委託している事業です。23年度までは地域福祉課の担当でしたが、今年度から高齢者福祉課で一体的に所管しておりますので、私からご説明いたします。

続いて事業の指標・達成水準についてですが、全部で4つございます。

まず「意見交換会等への区民参加者数」については、町会、自治会、民生委員等の地域の方々に毎年度250名意見交換会等へ参加していただくという目標設定をしております。

次に「区民等の認知症サポーターの養成数」です。認知症サポーター養成講座に年間1,350人の区民の方に受講していただくという目標設定をしております。元々は550人の目標水準でしたが、20年度と21年度の2年間で目標数を上回るご応募がございましたので、22年度から目標値を変更しています。

3番目が「地域見守り対象者数」です。地域見守り協力員の訪問する対象者数ということで、23年度800人という目標を設定しているところです。

4番目が「見守り協力員数」です。ボランティアで当事業の担い手である地域見守り協力員数を、平成23年度400人にしようという目標水準です。

各指標の達成状況ですが、意見交換会等につきましては、23年度は目標水準を達成しております。認知症サポーター数につきましては23年度は低くなっておりますが、20年度から23年度の4カ年においては目標値を大幅に上回っております。地域見守り対象者数については23年度722人です。見守り協力員数につきましては393人ということで、概ね目標を達成しております。

続いて内部評価の内容についてご説明いたします。「サービスの負担と担い手」については高齢者の方が地域で安心して生活できるよう地域での支援体制の構築のため、区民の方に一翼を担っていただくことは必要不可欠であり、また区としても重要な課題であることから適切と

評価いたしました。

「適切な目標設定」につきましても、区民の方に地域の方の支え合いが必要であるという認識を持っていただくために、さらには地域の担い手を増やしていくために必要な目標であり、適切と評価しております。

「効果的・効率的な視点」についても、地域に9か所ございます高齢者総合相談センターが認知症サポーター養成講座の取り組みを行うことで、地域の実情に合った独自の取り組みとなり効果的です。また、情報紙「ぬくもりだより」の作成は、関係機関と連携し、職員が作成していますので、読みやすく、地域にかかわるニュースを掲載することができ、効果的・効率的に行われていると評価いたしました。

「目的（目標水準）の達成度」ですが、認知症サポーター養成数、また意見交換会、あるいは見守りの体制の推進という目標設定の達成度は高いという評価をしています。

総合評価ですが、ほぼ全ての指標を達成し、特に意見交換会は23年度の目標水準を達成することができました。このため計画どおりと評価をいたしました。

続いて進捗状況・今後の取り組み方針についてご説明いたします。

平成23年度は高齢者総合相談センター9カ所に配置している認知症担当者について、対応能力の向上は基礎的な段階であり、より充実させていく必要がありました。また、認知症サポーターに向けた取り組みを充実させることも課題であり、引き続き顔の見える関係を築くために、意見交換会をしっかりと行うなど、高齢者総合相談センターと関係機関が地域の実態に即した見守り事業を展開していく必要がありました。この課題に対する方針ですが、認知症サポーターのステップアップ研修、フォローアップ講座についてより充実させ、認知症担当者の対応力を強化していく。また、情報紙の配布員について安定的に確保するため、より広範な世代に普及啓発するとともに、引き続き関係者との意見交換会を行うことで、孤独死防止の安否確認・見守り活動を充実させていくという方針でした。実際の取り組みです。認知症サポーターの活用を課題とした取り組みを開始しました。具体的には、地域活動を希望する方を認知症サポートの活動登録者とし、高齢者総合相談センターの担当者と検討をし、フォローアップ講座から実施しているところです。また、情報紙配布員の安定的確保のために、さまざまな世代に孤立死防止のための普及啓発を行うとともに、関係機関との情報連絡会を行いました。地域の実情に応じた見守り事業を行うことができたと考えています。

次に24年度の新たな課題です。これまで多くのサポーターに活動していただけるようご登録いただいておりますが、登録者のフォローアップ講座を実施することで、よりスキルを向上し、それぞれの地域で活動に取り組める仕組みが必要と考えています。今後、その地域に密着した展開を有効に進めることが必要ということです。

続いて、第一次実行計画期間における総合評価です。

第一次実行計画期間を通して計画どおり進捗しているため、「計画どおり」と評価いたしました。サポーター養成講座は目標を大幅に上回る実績を上げることができたこと、見守り協力員数も増加し、地域の担い手を増やすことができました。また、区民参加の孤独死防止に関す

る意見交換会を開催し、地域の高齢者の実情把握や見守りについて、意識啓発をすることができました。このため、事業全体を通して高齢者が安心して地域で生活できる仕組みを推進することができましたという評価です。

第二次実行計画においての改革方針ですが、一部は計画事業、一部は経常事業として継続しております。「高齢者総合相談センターの機能強化」、「認知症高齢者支援の推進」に「地域安心カフェの展開」「支援付き高齢者住宅の整備」を追加した計画事業として継続します。

なお、「高齢者の孤独死防止に向けた取組みの推進」「地域の見守り活動の推進」は経常事業として引き続き実施していきます。第二次実行計画事業においては、地域全体で認知症高齢者の方を支援していく体制の推進のため、認知症サポーターの活用や介護者支援のさらなる充実、また、医療・福祉・介護の連携強化等の新たな課題に取り組んでいきます。

お手元に配布しております資料をご覧ください。高齢者を見守り、支え合う地域づくりの概要です。ひとり暮らし高齢者の情報紙の訪問配布等では、75歳以上のひとり暮らし約1万3,400人の方のうち約4,300人に、ボラネット、シルバー人材センター、社会福祉協議会の配布員等と各地区の見守り協力員、あるいはボランティアにより、月2回、「ぬくもりだより」を配布していただいています。

何よりも一番力になっていただけるのが民生委員です。75歳以上の高齢者訪問につきましては、3年に一度全数調査をしていただいているほか、日々の見守りの中で何か気づいたことがあればお声をかけていただきながら、こういった方たちを支えていただいています。

社会福祉協議会では、こういった事業と合わせてふれあい訪問、地域の見守り協力員事業を一体的に、特に単身の高齢者の方を中心に支えていただいています。

お手元に「ぬくもりだより」7月1日号を付けさせていただきます。まちの状況や注意してほしいことを掲載しています。例えば現在ですと、熱中症予防がポイントですので、7月から毎月記事を掲載して注意喚起をしています。職員が編集していますので経費は印刷製本費のみです。区から高齢者の方にお伝えしなくてはいけない情報について計画的に記載しています。これを先程ご説明したように4,300人の方へ配っていただいているところです。

続いて、認知症サポーター養成についてご説明いたします。100万人キャラバンという国の施策の中で、新宿区は、認知症サポーターの養成講座を着実にやっているところです。オレンジリングというものを講座修了後にお渡ししまして、それをつけて活用していただくようになっています。

続いてふれあい訪問、地域見守り協力員事業についてご説明いたします。65歳以上のひとり暮らしの方が対象となる社会福祉協議会の地域見守り協力員事業と、「ぬくもりだより」訪問配布事業という先程ご説明しました内容について委託しているところです。

非常に駆け足で申しわけございませんが、説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、どなたかご質問があれば。

【委員】

地域見守り対象者800人という目標を設定されていますが、それに対して、見守り協力員数の目標は400人ですよね。2対1で見守りを展開のように読み取れますが、この数値の根拠は何でしょうか。

また、地域見守りの対象者が65歳以上、「ぬくもりだより」の配布対象者は75歳以上と10歳の開きがありますが何故なのか、以上2点についてお願いいたします。

【説明者】

ご指摘の点はいずれも少し時間を掛けて整理したいと思っていますところですので。今年度から高齢者福祉課で一括して行うこととなりましたので、年齢、対象、方法等々整理をしていきたいと考えております。所管が違ったため、それぞれの手法で来てしまったことと、社会福祉協議会の考え方も1つあるのではないかと存じます。

【委員】

わかりました。課題かなと感じております。

もう一点、区民参加の孤独死防止に関する意見交換会と認知症サポーターの養成について、両者とも地域の高齢者に関わる実情把握や見守りの必要性の認識、啓発に結びついたという大きな成果があったと思います。意見交換会は4回開催されて町会自治会民生委員等から297人の参加者があったとのことですが、参加者の内訳と、どういう形でこの会を持たれたか。

それから、認知症サポーターを今後どのように活用していくのか。高齢者総合相談センターと連携しながら活動を支援して進めていくとのことですが、認知症に関わり支援することは、簡単なこととは到底思えない。講座を受けて少し理解が進んだから認知症に関われるかといったら、決してそんなことはないと思います。市民の立場のサポーターにどういう関わり方を求めているらっしゃるのか、以上2点お願いします。

【説明者】

まず意見交換会の区民参加者数ですが、例えば孤独死防止に関する意見交換会は「ぬくもりだより」を配布していただいている方たちを対象にして、地域で9回開催しております。それから、民生委員協議会高齢部会等でもご意見をいただいたところです。また、社会福祉協議会の配布員向け説明会等は、2回ご意見をいただいています。さらにボラネット配布員懇談会といいまして、区を退職した職員を中心に、地域の事業所を退職した男性の方なども多くご参加いただいた会議の懇談会等々でご意見をいただいています。

次に認知症サポーターへの活用についてですが、ご指摘のとおりサポーターの養成数はかなり多くなっていますが、具体的な活動に結びつけていらっしゃる方は少ない現状がございます。本年度の高齢者保健福祉計画から3カ年をかけて、9カ所の高齢者総合相談センターを地域ごとに、3つのグループに分けまして、各グループで認知症のサポーターにフォローアップ研修を受けていただき、地域でどのような活動ができるか、施設等での実習も含めながら、より身近な地域でできるように介護者会、家族会も含めて各ブロックで検討していこうと計画をしているところです。

【委員】

「ぬくもりだより」は大変読みやすく、ホットなニュースが入っていますので大変好評で、定着してきたと大変喜んでいます。「ぬくもりだより」を配布して安否確認を行うのは、とてもよかった。評価は高いと思います。

具体的に「ぬくもりだより」を通して安否確認をされた事例や、その数は出ているのですか。

【説明者】

数は出ておりませんが、新聞がたまっている状況や、配食サービスの状況から、「おかしいですよ」という通報が高齢者福祉課に入るようなケースが何件かございました。

昨今、他区において生活困窮者を初めとする孤立死等の事例もございまして、地域の方々も随分気をつけていただいているものですから、「ぬくもりだより」をお持ちいただいている方はもちろん、他の方からのご支援もいただいているところです。

【委員】

できれば件数とか事例などは記録しておいた方が、今後のために役立つと思います。

【部会長】

私は高齢者福祉地域専門ですが、23区の中では新宿区が一番高いレベルの施策を展開していると思っています。今の意見にもありましたが、孤立死がどのぐらいの数字で減っているかを出していくことは、先頭を走っている自治体の義務ではないかと思います。そうすれば、他のところも出してくれるのではないかと。みんな怖くて出せないですね。「見つかった例はあります」と言うことはありますが、実際に減っていつている数値はなかなか出せない。それから、例えば戸山団地のような大きなところで、団地の住民の互助組織のようなものをつくっていつて、そこが見守りをするようにしていく。あるいは重層的につくっていつていくといったやり方もあるだろうと思うので、それは社会福祉協議会の方が担当なのかもしれませんが、そのあたりまで取り組んでくれることを期待している。多分、行政としての取り組みはされていると思いますが、それでは月2回程度が限界だと思います。日々やれるようになるには住民がどんだけ動くかが重要なと思います。

すごくたくさんいろいろ頑張ってやっておられる事にはいつも感心し、敬意を表しています。この事業はこれくらいでよろしいでしょうか。

では次に計画事業131「高齢者総合相談センターの機能強化」について、引き続き高齢者福祉課長からご説明いただきます。

【説明者】

はい。計画事業131「高齢者総合相談センターの機能強化」です。

事業目的及び手法は、高齢化の進展に伴う地域の様々な課題に対応するための相談機関として、高齢者総合相談センターの人員体制の強化と機能の充実を図ることが一点と、区民の利便性に資するため、区有施設等の公共施設への併設を図ることです。

主な実施内容としましては、まず人員体制の強化・充実です。平成22年度に各高齢者総合相談センターの職員を倍増しております。これを継続して実施しているところです。

それから、職員のスキルアップを図る職員の研修や事例検討をしております。

また、区有施設への移転を行っています。今までは、地域の民間ビルなどを使っているため、場所がわからないところがございます。そのため、区の施設に入れていく方針をたて、23年度は榎町高齢者総合相談センターを牛込保健センター1階に移転しました。24年度は、戸塚高齢者総合相談センターを高田馬場の社会福祉協議会の1階に併設しました。また、9月には落合第二高齢者総合相談センターが落合第六幼稚園舎に入ります。他にも戸山シニア活動館という区の高齢者施設に若松町の高齢者総合相談センターを移転し、25年には四谷の高齢者総合相談センターの区施設への移行を目指しております。それにより大方の施設が区有施設に入っていくことになります。

次に指標及びその達成度ですが、まず専門職種・人員の確保については、22年度に9カ所で認知症・医療連携担当者の配置、人員増を行うという目標を100%達成しております。もう一つの区有施設への併設については平成23年度までに5施設について検討するという目標に対して6施設ということで、達成率は120%となっています。

続いて評価項目はそれぞれ適切と評価いたしました。

進捗状況・今後の取り組み方針につきましては、平成23年度は、総合相談センター9カ所それぞれ事業者が違うので、公的機関として公正な運営を実施することや、サービスの標準化、区の責任ある関与が必要だという課題がございました。その課題に対して、地域ニーズを把握するための情報収集・保存等のためのシステム開発、それから、多職種多機関のネットワークを構築しながら地域包括ケアを実施していくという方針から、区の職員が実地調査を行い、適正な管理体制について指導したり、今後課題となる地域ネットワークづくりをさらに進めるために、権利擁護ネットワーク協議会、認知症関連会議、見守り協力員連絡会議、こういったもののネットワークに、高齢者総合相談センターは重要な役割を持ちますので、そのための仕組みをつくったほか、先程申しました区有施設への併設を行いました。

24年度の新たな課題ですが、引き続き見守りや支え合いのネットワーク作りを、関係機関との連携が非常に大切であるため、会議等を通じながら推進していく。あるいは困難ケースが大変増えておりますので、ケース会議の充実や連携を考えています。

第一次実行計画における総合評価は、計画どおりに進捗しています。

第二次実行計画におきましても、高齢者保健福祉計画を基本に、しっかりとこの高齢者総合相談センターの運営を進めていくというところです。

高齢者総合相談センターは、9カ所の地域型、もしくは委託型と、高齢者福祉課内にある新宿区役所高齢者総合相談センター、基幹型1カ所の計10カ所という仕組みになっております。お手元にお配りしました高齢者総合相談センターのパンフレットに一覧を記載してございます以上です。

【部会長】

ありがとうございました。ではご質問のある方はどうぞ。

【委員】

8人から10名の職員の配置について、地域特性や地域差がありますよね。問題をたくさん抱えている地域と、比較的問題の少ない地域、高齢人口だけでは測れないものもあるのではないかと感じております。それぞれのセンターにおいて相談支援、訪問まで含めて職員がどのように動いているのかなど検証がなされているのか、また、それを検証した上で職員の配置数や職層などを配慮されているのかをお伺いしたいと思います。

【説明者】

職員の配置数については、基本的に人口割ですが、各高齢者総合相談センターは要支援1・2のケアプランを持っており、収入がありますので、各センターが必要な人数を収入に合わせてプラスしていくようになっています。それと、専門職の配置が決められていますので、医療職ですと看護師又は保健師、社会福祉士、あるいは介護支援専門員といった資格を持った方たちをトータルでとっております。他に事務員が1です。そういった中で対応をしています。

地域特性についてですが、地域によってさまざまな困難な事例が出てまいります。そう言った場合、連携や区の関与が必要となる部分が出てきますので、区役所の基幹型と一緒に動きます。昨年まで地域型センター9カ所は介護保険課が所管しておりましたが、当課からは動きが具体的に見えづかったため、今年から高齢者福祉課に移行し、10カ所一定体的に運営していくことになりました。また、地域型の職員体制のほか、区役所にある基幹型のセンターについても、相談体制を強化するなど努力しているところです。

【部会長】

地域型の増員は、予防プランを立てる人をプラスしたのでしょうか。

【説明者】

予防プランを立てるためだけの増人ではなく、医療連携の担当者である看護師や精神保健福祉士など、相談のしっかりできる体制を整えようということでやらせていただきました。勿論、役割分担の中で予防プランを立てることもやっています。本来ならば介護保険の経費で持つ部分ところに一般財源を入れますので、しっかりサポートする体制を整えなければという区としての思いがあります。

【委員】

効果的・効率的な視点の評価について、「他の業務との連携が図られている」とのことですが、私ども区民の視点から見て、どういう機関とどう連携しているのかが内部評価からは読み取れません。ケースにより違いはあるでしょうが、一般的には高齢者福祉課を中心に高齢者総合相談センターがあって、それから当然権利擁護や成年後見センター、保健センター、民生委員などへ連携が図られるのではないかと思います。そういった記載も必要ではないでしょうか。これは意見なのでご返答は結構です。

それから以前は地域包括支援センターといていたものを高齢者総合相談センターと名称変更したことについて、今はだいぶ慣れてきましたが、当初は結構ややこしかったのですが。

【委員】

聞いてわかりやすい名称になったので、僕は助かると思いましたが。

【部会長】

おそらくですが、自治体全体で地域包括支援センターと呼んでいるところが9割ぐらいだと思います。そういう名前にするところをみると、やはり思いがあるわけですね。

【委員】

なるほど。では結構です。

【部会長】

ネットワークや連携を考えると、民間のビルから公的施設に移ったことで、毎日顔会わせるわけですから、例えば保健所に移れば保健所との連携がよくなるでしょうし、社会福祉協議会のところに移れば社会福祉協議会との連携がよくなるでしょう。いろいろなことをやっていく中で、全体としてどういうネットワークが必要なのかを考える必要がある。新宿区は直営の基幹型センターが区役所の中にあって、しっかり運営しているという印象はございます。他にどうですか。よろしいですか。

では続いて計画事業36「高齢者の社会参加といきがいくりの拠点整備」について、引き続き高齢者福祉課長からご説明をお願いします。

【説明者】

はい。計画事業36「高齢者の社会参加といきがいくりの拠点整備」です。

元気な高齢者や団塊の世代の能力を活用して、地域で人とのつながりや地域交流の活性化を図っていくため、シニア世代にも幅広く利用される施設として、ことぶき館を機能転換をしている事業です。

主な実施内容としまして、1つは「シニア活動館」への機能転換です。シニア活動館というのは、50歳の現役世代からボランティア活動や地域での活動などを行うことの出来る社会貢献活動の拠点、あるいはそういったものに接する場所にしていきたいという目的をもった施設です。シニア活動館には23年度末までに2館開設しました。24年度で2館の計4館機能転換する予定です。指標は23年度末までに2館を整備することですので、達成度は100%です。

続いて評価項目ですが、4つの視点、総合評価ともに適切であると評価いたしました。課題については、シニア世代の参加を促進させるために利用者を増やしていく、あるいは活動につなげていくための取り組みが必要だと考えています。具体的に申しますと、シニア活動館に移行するときに指定管理者制度を採っています。民間の柔軟な発想から様々なプログラムを取り入れていただき、機能転換を成功に導いてほしいという思いがございます。

第一次実行計画期間における総合評価ですが、計画どおりと評価いたしました。本事業については第二次実行計画でも継続し、平成27年度中には現在ある22施設について、ほぼ機能転換を図っていきたいと考えています。

お手元の「高齢者施設のご案内」という資料をご覧くださいと、ことぶき館、地域交流館、シニア活動館、高齢者いきいの家といった、区にある高齢者施設のご案内になっています。シニア活動館並びに地域交流館には指定管理者を導入しています。他はまだ直営です。学童クラブ、児童館等の施設と併設しているところもございます。

地図、配置図等が末尾についておりますので、ご参考になさってください。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。施設の種類がいろいろあってわかりにくいですね。ことぶき館、シニア活動館、地域交流館、高齢者いきいの家、名称を一元化していくとか、そういう予定はあるのですか。

【説明者】

機能転換が終わりますと、ことぶき館は地域交流館、シニア活動館のいずれかになります。

シニア活動館の大きな特徴は、若い世代からご利用がいただけるということと、介護予防のプログラムを実施するスペースに対する需要が大変多い中、バリアフリーで比較的スペースのとれる施設として整備しています。介護予防事業と一体的な高齢者施設として活用していきたいということです。

地域交流館は、ことぶき館の名称を変え、指定管理者を導入したものです。

高齢者いきいの家は、1カ所ございまして、昔、東京都の宿泊施設から新宿区に移管されて、現在ではことぶき館のような機能でお使いをいただいている施設です。その最初のころの名称が残っておりますが、高齢者の方が1日を過ごしていただけるような施設としております。

【部会長】

ここは国の老人憩いの家の事業とは違うのですか。

【説明者】

違います。

【部会長】

では4つの施設はいずれも国のお金は入っていない。

【説明者】

はい。一般財源です。

【部会長】

一般的に地域交流館の方が狭いというか、小さいのですね。

【説明者】

小さいですね。

【委員】

いわゆる「団塊の世代」の人口はものすごく大きいわけで、これから地域を支える人材として様々な期待をされているものと思います。しかし活動の仕方やレベルはさまざまで、講座やカルチャーセンターに行き満足している方もいるでしょうし、町会などの活動に取り組んでいらっしゃる方もいるでしょう。その中間的なところが、シニア活動館なのかなと思います。そういう意味で、私はこういうことをしたい、ああいうことをしたいというテーマを持っている方たちに多彩なプログラムを提供していただきたいし、地域のそういったシニアの方たちを

うまく取り込めるような方法を、指定管理者制度を導入しても、区がリードして作っていただきたいと思います。

【説明者】

シニア活動館は、高齢者の方への食事サービスを実施しておりますが、各地域センターの調理でボランティアに支えていただいています。栄養バランスなども大変素晴らしいメニューを作ってくださいるので、区はそれがしっかりできる施設を整備しているところです。お年寄りの方からすると、ひきこもりにならないようご自宅から出かけて、多くの方と会食し、会話する場所になり、終わった後には何らかの交流プログラムに参加することで地域の繋がりが作られる、そういう施設になっていると思います。お年寄りの活動の拠点であり、ボランティアの拠点であり、地域活動を支える側の拠点でもある。さらには介護予防教室などにも有効活用できる施設として、シニア活動館や地域交流館、こちらは調理室は置いていないのですが、元気で過ごせる身近な施設にしていきたいと考えています。

【委員】

新宿区の高齢者福祉計画は今年度が第5次計画の初年度になりますよね。

その中でも「高齢者の社会参加と生きがいづくり」を第1の目標にされてますが、この事業は、その要になるように感じます。しかし、こういう施設のプログラムにはなかなか男性が参加してこない。一方で高齢者クラブの会長会や役員会の多くは男性です。団塊の世代の取り込みについて検討する際には、男性が参加しやすいプログラムも考えてほしいと思います。

【部会長】

それぞれの施設を運営するのにあたって、地域の人が運営委員会などをつくって、プログラムや利用の仕方について意見を出す、そういう形態は取ってないのですか。

【説明者】

ご意見を聞く機会は設けています。どうプログラムに入れ込んでいくかが課題ですね。

【部会長】

協働の考え方でいっても、指定管理者というのは、ありていに言えば対等な協働ではない。委託関係みたいな感じですよ。住民が入ると要望が高くなって、難しい部分もあると思いますが、地域のニーズへの対応を考えていく必要があるということですね。ただこの事業自体は、拠点整備を行うためのものなので、あまり踏み込むわけにもいかない。運営の事業であれば、もっといろいろなことが言えるのかもしれません。

【説明者】

生涯現役塾という事業を係でやっていたのですが、こういったものはシニア活動館のプログラムの中でしっかりとやろうということで、今年から一緒にやっていく考え方でいます。それから、自主運営委員会というものがありまして、その方も引き続き一緒に関わっていただいています。また、指定管理者制度を導入した施設には毎年事業評価がございます。それに伴って利用者アンケートを行っています。こういったさまざまな機会を捉えてご意見を聞きながら、社会参加と生きがいづくりの目標に向けてプログラムを考えていくことが大切だと思っています。

す。

【委員】

シニア館は最終的に4館になるのでしょうか。

【説明者】

第二次実行計画において、27年度末にシニア館5館、地域交流館が15館を目標としております。また、地域配分を含めながら、施設規模なども含めて検討していきたいと考えています。

【部会長】

ことぶき館をシニア活動館に機能転換するために、1館につき、いくらぐらいかかるものなのか。

【説明者】

シニア活動館はエレベーター等、いわゆるバリアフリー構造にする必要がありますので、現状では2億円程度になります。

【委員】

同じ建物に、例えば児童館とシニア館が併設されている場合、指定管理者は別々の事業者になるのでしょうか。

【説明者】

原則として一緒に公募を行って、同一の事業者になるようにしていますが、1館だけ違うところがあります。

【部会長】

先程の高齢者総合相談センターについてもですが、委託先や指定管理者の職員のスキルアップや研修体験などに、区は関与しているのでしょうか。

【説明者】

大変関与します。課題が常にありますので、管理者会を毎月やっておりますし、各専門職の会議も必ず一緒にやっています。そうしてできるだけ上積みをしていこうと考えております。

【部会長】

高齢者総合相談センターを委託して、運営を丸投げしている自治体と、物すごい熱心な自治体と、結果的にばらつきが出てしまっているように見受けられます。そうならないよう、かなり気にはされているのですか。

【説明者】

そうならないよう、今年全部一貫して高齢者福祉課が担当するようしました。これから手を入れないといけない課題はあると思っています。

【委員】

最初の議論と重複しますが、シニア館は50歳以上、地域交流館は60歳以上、シニア館は地域貢献の度合いが強く、介護予防も行うことが出来る。今日ご説明を伺って理解出来ましたが、名前も違うし、意義も目的も対象者も年齢で違うことが利用者からするとやはりわかりにくいし、どう利用していいかわからないという大きな課題があると思います。そもそも対象年齢の

違いは何でだろうって思いますよね。今後、機能転換するだけでなく周知活動も工夫してほしいと思います。

【部会長】

他にご質問はよろしいですか。ありがとうございました。

<説明者交代・趣旨説明・委員紹介>

計画事業7「成年後見制度の利用促進」について、地域調整課長よりご説明いただきます。

【説明者】

では「成年後見制度の利用促進」事業についてご説明いたします。

平成12年4月から新設された制度で、区の事業としては平成18年度から実施しております。

平成19年に制度の運用、普及促進等を進めるために新宿区成年後見センターを設立し、新宿区社会福祉協議会への事業委託により運営しております。

事業の目的は、判断能力の低下された方等に対して生活、権利擁護の支援をしていくために、成年後見制度の利用を促進していくことです。

23年度の主な実施内容ですが3点ございます。まず成年後見制度推進機関運営委員会を開催しました。これは推進機関が、公平、透明で適正事業ができるようにするための委員会です。次に相談事業です。社会福祉協議会の担当者による相談と、弁護士等の専門相談の2種類を実施しました。いずれも大変利用率が高くなっております。最後に利用促進です。成年後見制度を十分に知っていただき、必要な方に適切にご利用いただくための普及啓発活動として、講演会・出前講座等を実施しました。以上の3つの事業を柱に、区が社会福祉協議に委託して実施している事業です。

事業の指標・達成水準についてご説明します。指標は「成年後見・権利擁護相談件数」、「後見人養成講習修了者の受入人数」、「専門相談後のフォローアップの割合」、「相談後の満足度の割合」の4つです。

指標の達成状況ですが、相談件数については170件の目標に対して実績が193件、達成度が113.5%と達成度が高く、需要の高さが伺えます。後見人養成講座修了者については、3人の目標に対して2人、達成度は66.7%でしたが、20から23年度の第一次実行計画期間トータルで見ますと、12人の目標に対して実績は14名、達成度は116.7%と、目標を達成をしました。相談後のフォローアップの割合については、目標、実績、達成度とも100%です。相談後の満足度については、目標の70%に対して実績は76%、達成度は108.6%でした。

次に事業費についてご説明します。23年度は社会福祉協議会の人件費、事務費が3,200万円、8割程度となっております。それから、弁護士さん等の相談員の謝礼が388万円余、普及啓発の経費が136万円、成年後見制度推進機関運営委員会の運営経費が109万円、総計で4,148万4,000円の事業費が掛かりました。

次に内部評価の内容についてご説明します。指標の達成度が全体に高くなっておりますので、大体予定どおりの成果が出ている、達成度が高いと評価しました。また、社会福祉協議会で専

門的なノウハウを蓄積していること、権利擁護事業と連携することで、効果的な運営を行っている」と評価しております。以上を踏まえて総合評価としては計画どおりと評価しました。

進捗状況・今後の取り組みについてご説明します。23年度は特に「社会貢献型後見人」の活用が課題でしたので、その仕組みづくりを検討する「事例検討会」を設置するための要綱整理を行いました。24年度以降市民後見人の具体的な活用を図っていきたいと考えています。

24年度の新たな課題ですが、成年後見制度、成年後見センターの認知度を上げていくこと、事例検討会の運営を進めていくことが課題になっております。

第一次実行計画等における総合評価としては、アンケート、周知度等の結果から「計画どおり」と評価しました。

本事業は第二次実行計画においても計画事業として継続していきます。今後、高齢化に伴い認知症などが増えていく傾向にあることを踏まえ、成年後見制度のニーズもますます高まるものと考えられます。引き続きしっかりとバックアップしていく体制をとっていきたいと思っております。十分認知度を高め、市民後見人を育て、相談体制を充実していくことで、さまざまなケースに対応することができるよう、体制を強化していきたいと考えております。

以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

確認ですが、「市民後見人の受入」というのは、東京都が養成した人で、新宿区で登録した人ということで、実際に後見活動を始めたということではないという理解でよろしいですか。

【説明者】

はい。

【部会長】

では何かご質問、ご指摘などある方はどうぞ。

【委員】

この制度は知的障害者や精神障害者も対象になっていますが、そういった方に対する制度の周知や、支援をどのように行っているか、お伺いしたいというのが一点。

それから、登録者が増えているということは、受任者も増えていると思います。受任者の後見監督を務めているであろう社会福祉協議会の職員にも相応の能力が必要になるほか、負担も重くなってくるのではないのでしょうか。どのようにフォローアップをなさるのかお伺いしたいということが2点目です。

最後に、地域権利擁護事業との連携というお話がございましたが、人員としての連携も考えているのか、つまり地域の支援員を市民後見人とするような教育体制や、後見登録された方に地域の支援員をしていただいてスキルを上げていくよう手法を考えているのか、以上3点をお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【説明者】

まず、知的障害や精神障害をお持ちの方に対する周知や支援についてですが、区としては私

どもを窓口に、障害者福祉課で担当医を置くなど、関係各課所で連携を取って取り組んでおります。また、先程ご説明しました成年後見制度推進機関運営委員会の中には「手をつなぐ親の会」の方が入っており、連携して進めております。特に精神障害のケースは大変なご苦労が多いため、スムーズに制度運用に移行できるよう、区と社会福祉協議会、知的障害や精神障害をお持ちの方などが連携していけるよう、私どもが窓口になって取り組んでいるところです。

次に、社会福祉協議会の職員に対するフォローについてです。確かに成年後見人及び後見監督人のスキルアップは非常に大事な課題です。非常に難しいケースも増えているため、本年度も研修の実施、事例研究会の開催等、さまざまな場を設けて実践的な力を育てていくよう取り組んでおります。

支援員についてはすぐにお答えできない部分がありますが、例えば社会福祉協議会の中でもいろいろな研修をやっていると思います。そういった取組を通して支援のスキルアップを行っている状況です。

【委員】

後見人に関する重大な事件が随分報道されていますから、慎重を期さなければいけないと思いますが、権利擁護事業をもう少し手短に、簡単にできるよう、手続方法や制度を改善できないか、また、権利擁護事業を拡大できないのでしょうか。

それから、権利擁護事業について昨年度あたり区内でどのくらいの利用があったの教えてください。

また、医師の診断料なども含めて後見人制度の経費はどのくらいかかっているのか。

さらに、区長申し立てからどのくらいで裁判所の判断が出るのか。

以上4点についてお願いします。

【部会長】

地域権利擁護事業自体は、多分国から東京都社会福祉協議会に行っている事業なので、新宿社会福祉協議会自体は実施主体ではないですよ。わかれば教えていたたればと思いますが。

【説明者】

手続の簡素化については、できる範囲はあると思いますが、社会福祉協議会でも課題とは捉えているようなので、話していきたいと思っています。

【部会長】

運営委員会というのは地域権利擁護事業と成年後見両方の審議をするのでしょうか。

【説明者】

報告はあります。

【委員】

運営委員会は申請件数や何かも出ているのではないですか。

【説明者】

出しています。

【部会長】

地域権利擁護は地域権利擁護で区社会福祉協議会の中に運営適正化委員会みたいなのは置いているのですか。

【説明者】

報告だけはあります。地域権利擁護の件数は23年度で申し上げますと、初回相談件数が130件、新規契約は25件、解約は7件、現在の契約総件数は56件となっております。

その前段となる相談の件数が9,500件です。

【部会長】

相談員って何人いるのですかね。

【説明者】

28人です。専門員4人で生活支援員が28人。実際のところ、現在は社会後見よりも、権利擁護の方の対応がかなり多くなっておりますので、区民ニーズに応える配置となっております。それから、相談のご利用が相当多くなっています。そこから制度利用につなげていくためには、区と社会福祉協議会の適正な役割分担が大変重大だと考えております。勿論どんなケースでもこの制度を使ってほしいわけではなく、どの制度を使用するのかは皆さんにお選びいただくことになりますので、その判断材料となる情報の周知をしっかりとやっていく必要がございます。

次に区長申し立ての日数についてですが、現在、裁判所に対する成年後見制度の申し込み件数がかなり多くなっており、申請まで2カ月、申請してから2カ月半、その他もろもろ含めると半年程度かかるようです。

次に、区長申し立ての件数は概ね年30件程度であり、増加傾向にあります。

【委員】

その中で成立まで結びついたのは補助累計を含めて4件と非常に少ないですね。

【説明者】

はい。やはりいろいろ条件があって、親族間にトラブルがある場合や財産が多い場合はやはり市民後見人より弁護士の方など専門の後見人が付くことになりますので。

【部会長】

要するに、財産のあるケースはみんな弁護士や司法書士が持つから、身上監護が必要なケースが社会福祉士等の方にいくんですよね。実際には身上監護の方が時間かかる。いろいろあるのですよね。

他に質問は如何ですか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

<説明者交代・趣旨説明・委員紹介>

では続いて計画事業31番「介護保険サービスの基盤整備」について、介護保険課よりご説明いただきます。

【説明者】

では介護保険サービスの基盤整備事業についてご説明いたします。

第4期介護保険事業計画に基づき、介護が必要になっても住みなれた地域で安心して暮らし

続けられるようにすることを目的に、地域密着型サービスの整備、及び在宅生活が困難となった要介護高齢者の方々を支援する特別養護老人ホームを民設民営方式で整備する事業です。

手段としては、「旧東戸山中学校、旧牛込消防署、旧原町福祉事務所といった公有地を活用した整備の検討」、「民有地による整備の公募」、「施設整備費の補助」、「防火対策設備整備費の補助」、「施設開設準備経費の助成」の大きく5つございます。

23年度主な実施内容については4つございます。

まず、24年2月に、旧原町福祉事務所におきまして、定員25人の小規模多機能型居宅介護事業所、及び定員18人のグループホームを着工しました。

次に、小規模多機能3所とグループホーム1所について、7月から2月まで民有地による整備の公募を行いました。残念ながら応募はありませんでした。

次に、グループホームの防災改修等支援事業補助金を、老朽化に伴う浴室、キッチン、リビング等の改修2所について支出しました。

最後に、公有地を活用した整備の検討を始めました。以上が23年度の主な実施内容です。

続きまして、指標と達成水準についてご説明します。この事業は4つの指標を設定しております。まず「新しく整備する小規模特別養護老人ホームの定員数」は、目標である23年度までに29人を21年度既に達成しておりまして、達成度は100%となっています。

次に「新しく整備する小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員数」です。23年度までに200人増加を目標としましたが、実績が75人、目標達成度は37.5%でした。

次に「新しく整備する認知症高齢者グループホームの定員数」です。23年度に72人を目標としていましたが、実績は54人、目標達成率は75.0%でした。

最後に「矢来町都有地の活用による特別養護老人ホームの整備」です。22年度の開設を目標とし、計画どおり22年度開設しましたので100%達成しております。

続いて内部評価の内容についてご説明します。「サービスの負担と担い手」については「適切」、「適切な目標設定」についても「適切」、「効果的・効率的な視点」についても「効果的・効率的」と評価しましたが、「目的（目標水準）の達成度」については、2つの指標について目標が達成できなかったことから「達成度が低い」と評価しました。「総合評価」についても「計画以下」と評価しております。

続いて、23年度から24年度にかけての事業の進捗状況及び取組方針についてご説明します。

小規模多機能について計画値が大きく下回っている要因として、新宿は地価や家賃などが高いということ、通所・訪問・宿泊、いずれのサービス利用料も月額の設定額制となっている特性が介護事業者、ケアマネジャー、利用される皆様にあまり浸透していないこと、介護報酬の単価設定が、大都市の人件費や物価に対して見合わないことの3点があるのではないかと考えており、この解決が23年度の課題となっております。

この課題に対し、地価や家賃については公有地を活用した整備を可能な限り検討していくこと、特性の浸透については、業界紙や専門誌活用や、事業所の説明会等々の機会を捉えて、周知、普及啓発を図っていくこと、介護報酬の単価設定については、介護保険制度全般の問題、

課題でもあるため、継続して国に対して要望を上げていくことを23年度の方針として取り組みました。具体的には、公有地を活用した整備については、先程ご説明したとおり、旧原町福祉事務所の整備を24年2月末に着工しました。第二次実行計画においても引き続き国有地での特別養護老人ホームの整備、都有地での小規模多機能・グループホームの複合施設の整備を推進する予定です。また、民有地での公募についても、事業者相談全くないということではなく、何件か相談などは受けました。今後も周知を図りながら応募につなげていきたいと思っております。報酬については、今年度から小規模多機能型居宅介護において新宿区独自の報酬を拡大しましたので、こちらの整備や周知を行いました。今後も積極的に周知し、参入促進を図っていききたいと思います。

24年度の新たな課題ですが、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を始めました。また、今年度から始まった第5期介護保険事業計画の一番のポイントである地域包括ケアを進めていくために、ニーズが高いショートステイ（単独型）の整備をさらに進めていきたいと考えております。

第一次実行計画における総合評価は「計画以下」と評価しました。

第二次実行計画の改革方針については、計画事業として継続し、先程ご説明したとおり、今後も介護保険サービスの基盤整備を推進していこうと考えております。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

ご質問等ございましたらどうぞ、いかがでしょうか。

【委員】

小規模多機能型居宅介護事業への補助は、東京都の事業ですか。

【説明者】

事業としては新宿区独自のものです。

【委員】

新宿区独自の報酬の拡大ということは可能なのですか。

【説明者】

はい、23年度までは厚生労働大臣の認定を受けた上でできました。本年度からは、決められた範囲の中であれば市町村独自に報酬を設定できるようになっております。具体的に申し上げますと、小規模多機能型の看護職員、看護師、准看護師について、国の基準ですと常勤で1名以上いるように定められているのですが、区独自に常勤換算方式は常勤の方と非常勤の方どちらかいいという基準をたて、1名以上配置していれば区で報酬を加算いたしますという取組です。また、認知症の介護の実践リーダー研修というのがありまして、こちらを修了した常勤または専従の介護従事者の方がいれば、1名につき1月200単位の加算が付きます。大体1単位は10.55円ですので、例えば200掛ける10で約2,000円。25名様いらっしゃると5万円の加算となります。看護師の場合です400単位なので倍になります。

以上です。

【部会長】

加算ですよ、全部。

【説明者】

加算です。

【部会長】

報酬自体を上乗せすることは出来ないのでしょうか。

【説明者】

今年度検討の結果、区として独自に加算する形にしております。

【部会長】

今年度からサテライト型の小規模多機能ができるようになりましたよね。新宿区はさっきおっしゃっていたように土地が高いし、特に民間事業者が一定規模の25人の定員の設備基準を満たすような土地とハードを確保しようとする、とても大変だろうと思います。25名掛ける2カ所を4ぐらいに分けたサテライトのような形で民家改修するようなことでもしないと、なかなか整理できないのではないかなという気がします。例えば区に寄贈された家などを利用してサテライトをつくっていくとか、何か第5期の介護保険事業計画の中などでそういった検討はされていますか。

【説明者】

まず、民有地ではなく公有地に民設民営で入っていただき、区が補助を出しながら、運営していただいているものは何カ所がございます。また、実際に民有地を活用するところには至りませんでしたが、マンションをご利用いただく形態や、民間の空いた建物の活用などのお話は昨年度ございました。最終的には建築基準法などによる規模や用途の規制といった法律の壁もございますので難しいところもあります。そういう部分については粘り強くやっていくしかないと考えております。その一方で、土地が高い部分については区の方で国有地なり都有地にもアンテナを張ってどんどんやっていこうと考えております。

【部会長】

実際に公有地を活用をした原町福祉事務所のところは手を挙げて、竣工、着工して改修する一方、民有地の整備だと手が挙がらない。理由としては、小規模も要介護平均3以上ぐらいで入所者を20人程度確保できればペイすると思いますが、なかなかそうもいかない現状もあるなかで、特に都市部は人件費が高いので、初期投資高いと手が挙がらないということがあると思います。横浜市みたいに大胆に補助をすれば別ですが、現在の東京都は非常に開設しにくい状態だと思います。まして特別養護老人ホームはもっとつくれないわけですから、20年後の状況はどうなってしまうのか。要介護の人があふれてしまったらと考えると非常に心配です。

他にご質問いかがですか。

【委員】

小規模多機能型居宅サービスについて、介護事業者、ケアマネ、利用者の理解が進んでいな

いということについて、もう少しご説明いただけますか。

【説明者】

小規模多機能型居宅サービスの制度そのものというより、月額定額制となっている部分がさほど浸透していない。また、採算的にいいのか悪いのか、意見が分かれているという課題がございます。

【部会長】

ケアマネを移すことになるのですね。小規模の中にケアマネを配置しなければいけないので、まちの居宅事業者がケアマネを小規模に紹介した途端、そのお客さんを失うわけです。定額制にする理由というのは、随時ケアプランを変更できるようにというものがあります。単価方式にすると、例えば昼間来て1回いくら、夜泊まって1回いくらみたいなものを積み上げていく、基準の限度額に入らないような人がたくさんいる。ですから定額制にすることにはそれなりに理由があるのですが、そのためにお客さんを失う事業者が出てしまうとかなかなか難しい問題がある。割とうまくいっているところは訪問介護、デイサービス、居宅介護支援と共に小規模やグループホームも複合的にやることで、お客さんを適切に振り分けていますが、そうでないところがまだまだ多い。

【委員】

納得できました。

【部会長】

自民党政権下の社会保障国民会議で60万人分、それから民主党政権下の税と社会保障の一体改革で40万人分を2025年までに整備するという国の計画があり、とりわけ2025年というのは大都市部で後期高齢者が増えるわけです。そうすると、大都市部で小規模が増えないということは、本当に致命的になってくるのですよね。今までの国の政策は、ある種資源の少ない過疎地で小規模が機能をさせる方向でしたが、これから大都市部でそれをどうするかということが大きな課題になってくる。区が第二次実行計画において本気でどうするかとか考えると、大変難しい話になってくると思います。

【説明者】

そう言う意味では基盤整備とか、在宅の充実というところを一番に地域包括ケアということを進めてきていますが、状況の変化や高齢化への対応も常に考えていかなければいけないと考えております。

【部会長】

都市部でとにかく基盤を整備しようとした結果、設備が悪いとか、質の低い目も当てられないような事件が起きてきている。それなら小規模でやったほうがいいと思います。それをどう整備するかは、保険者の絶対的な責任でやるべきでしょう。

【説明者】

先日も報道されておりましたが、東京都も動いているほか、区も事故報告書を義務ではできないのですが、出すようにしています。

【委員】

目標水準の設定がよくわからないのですが、1番の29人というのは、区が立てた計画が29人だったということですか。

【説明者】

はい、小規模の特別養護老人ホームというのは1カ所で定員29人と決められております。

【部会長】

30人超えると普通の特別養護老人ホームになってしまうんですね。

他にはご質問はよろしいですか。

では続いて計画事業32「介護保険制度改正に伴う支援」について引き続き介護保険課長よりご説明ください。

【説明者】

はい。「介護保険制度改正に伴う支援」事業です。

平成17年10月1日の制度改正による食費体制加算の廃止に伴い、通所サービスを利用される住民税世帯非課税者を対象に、食費にかかる費用の一部を軽減することで、とじこもり防止など、介護予防にもつながる通所サービスの利用促進を図ること、及び平成18年4月1日の制度改正により、特殊寝台等の貸与の対象から要支援1・2と要介護1の方が外されたため、区が特殊寝台等を貸与して、生活環境の変化を低減し、自立した生活を支援すること、以上2点が目的の事業です。実施内容は「通所介護等食費助成事業」と「自立支援特殊寝台貸与事業」の2つです。

指標及び達成水準についてご説明します。指標は2つございます。1つは「通所介護の食費助成の年間利用回数」です。23年度年間76,320回の目標に対し実績は54,236回、達成度は71.1%でした。もう1つは「自立支援特殊寝台貸与 利用者数」です。毎年度利用率100%を維持する目標に対し、100%という実績でした。

続いて内部評価の内容についてご説明します。

「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「目的の達成度」いずれの視点についても良好と評価しております。また、総合評価については、「計画どおり」と評価しました。

23年度は、通所介護等食費助成事業にご参加いただく事業所さんが、21年度から22年度で12所増えまして47所、利用回数も21年度対比で8%増増えている状況にあったため、普及啓発を行っていきたいと思っております。23年度の実際の取り組みでは、47から50所、対比で利用回数も5%増となっております。

新たな課題としましては、食品の方の事業所の参加割合が8割程度ですが、さらに増やしていきたいと考えております。

第一次実行における総合評価といたしましては、計画どおりとさせていただいております、第二次実行計画につきましては、経常事業化をして継続をしたいと考えております。理由ですが、制度改正から6年経過をいたしまして、支援策としては当初の目的が達成されているので

はないか、一定程度達成できたのではないかというところから、経常事業として実施していきたいと考えております。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

特殊寝台の貸与の申請はケアマネージャーが行っているのですか。

【説明者】

利用者ご本人に申請いただきます。

【部会長】

この事業については、対象の方に漏れなく必ず伝わるようになっているのですか。

【説明者】

制度改正のときの対象者に毎年お知らせをしております。ご利用にならない方やお亡くなりになった方もいらっしゃいますが、それ以外の方々には申請のお知らせを毎年度お送りしております。

【部会長】

つまり達成度100%というのは、お知らせした方全員が申請しているということですね。

通所介護等食費費用助成の達成度が7割程度にとどまっているのは、算入されていない事業者がいることも要因となっているのでしょうか。現在参入している事業者は何割程度でしょう。

【説明者】

事業所数でいいますと8割程度ですが、指標の数字は、事業者が10割になればこのぐらいの数字になるという数字ではなく、暦年でこのぐらい増やしたいということですので、参加されていない事業者が直接の要因ということではございません。

【部会長】

目標が高すぎる、数値が多すぎるということはありませんか。

【説明者】

実績も若干ずつですが増えてきております。

【部会長】

手を挙げない事業所があるのはどうしてですか。

【説明者】

周知はさせていただいているのですが、手続が面倒とか、事業所にあまりうまみのある事業ではないからかと思います。

【委員】

どのぐらいの軽減率になるのですか。

【説明者】

1食200円程度です。元々は大体500円から700円ぐらいです。ご自宅でお一人でお食べになるのではなく、200円の助成もあることだし、出かけて食べてみようかという効果はあると考えて

おります。

【部会長】

実際に利用されている方に満足度調査をしてみるとアウトカムの効果も測れると思いますね。他にご質問はありますか。

【委員】

寝台車はリースがいいと思うのですが、そういうシステムは無いですよ。

【委員】

処分に困るなんて言い方してはいけないかもしれないが、そうですね。

【部会長】

日本にはあまりリースにしたがらない文化がある気がしますが、どうでしょう。

何でかわらないのですが、リサイクルセンターみたいのを滋賀県がやろうとしても、なかなかうまくいかなかった。スウェーデンは最初から全部リースでやっていて、そのためのサイクルがきちっとできています。

どんどん型が変わるからメンテナンスが出来なくなるっていうこともあると思います。

他にご質問などはいかがでしょう。よろしいですか。ではありがとうございました。

<説明者交代・趣旨説明・委員紹介>

では次に計画事業34「障害者の福祉サービス基盤整備」について、障害者福祉課長からご説明いただきます。

【説明者】

よろしくお願いします。

この事業は一言で申し上げますと、障害者の方々のための施設の基盤整備です。

障害者の方々の施設を整備しなければいけない理由は様々あるのですが、例えば、区内には知的障害者対象の入所施設がありません。障害者の方のお世話をされている親御さんがご高齢になって、例えば介護保険施設にお入りになったりすることを考えると、障害者の終の棲家という視点も含めて、入所支援施設を考えることは避けられないということがございます。

それから、昨今、精神疾患が国の5大疾病などと言われております。新宿区でも、6年ぐらい前には精神保健の福祉手帳を持っている方は1,000人おりました。それが、昨年の統計によると約2,000名になっています。この理由の一環としては、手続きがしやすい仕組みづくりや、心のバリアフリーの取組の効果が当然あるのですが、精神を病んでいらっしゃる方が増えているということも事実です。

これまでは、こういった方々のための地域の基盤がありませんでした。地域の基盤となる施設があれば、ずっと入院をしている状況から地域生活ができるようになる。実際にそういうニーズも増えており、施設を設置していく必要があると考えております。

そんなことを前提に、事業の指標と達成状況についてご説明します。指標は全部で4つあります。まず、「知的障害者入所支援施設等の設置促進」です。平成23年度までに、弁天町の国

有地における整備のために事業者選定をすることが目標です。公募により事業者が2月に決定をしたため達成度は100%となります。これから国庫補助協議等に入っていきます。

2番目に「グループホーム（知的）等の設置促進」です。23年度施設整備1所、建設補助1所が目標です。平成24年4月に1所開設をいたしまして、23年度の準備が功を奏して、今年の6月にもう一つ、グループホームが設置される運びになっております。達成度は200%です。

3番目に「グループホーム（精神）等の設置促進」です。施設整備検討が目標です。平成23年度にこういった施設をつくるかについて精神障害者の家族の方等とも相談をしながら、ソフトの検討を行ったため、達成率は100%となります。

最後に、「障害者施設（精神）の整備促進」です。20年度から21年度までで4所増を目標にしております、目標を達成しておりますため、今回の評価の対象からは除かれております。

続いて、内部評価の内容についてご説明致します。

全体として、23年度についてはほぼ計画どおり事業を執り行いました。そのため、全ての評価項目を適切と評価いたしました。

第一次実行計画期間における総合評価も計画どおりと評価しております。前半には少し遅れていた部分がありましたが、最終的にはほぼ計画どおりにできました。

事業の説明は以上です。

続いて、補足としてグループホームについて少しご紹介申し上げます。

定員は6名ないし7名程度で、家庭的な雰囲気の中で生活をしていただく形になっております。大体お一人お一人の個室があります。知的のグループホームは、例えば少しずつ献立を選んだりつくったりして皆さんで食事をするなど、利用者の方が参画をしながらやっていく形をとっています。それに対して、精神のグループホームの方は、個室など基本的なところは一緒ですが、なかなか共同生活や共同作業には適さないという部分がありますので、食事提供スペースなどはありません。いわゆる居間みたいな、みんなで集まって何かやるところは、どちらかというと少なくなっています。そのため、精神のグループホームは比較的民間住宅などを改修するのが簡単なのですが、知的の方はグループでいろいろ作業したりするスペースが必要となるので、なかなか単純に改修とはいかないという状況がございます。

以上です。

【部会長】

はい、ありがとうございます。

知的障害の場合、新宿区には入所施設がないとのことですが、これまではそういった場合どのように対応されていたのでしょうか。区外の施設を使っているということかと思いますが。

【説明者】

そうですね、主に関東近県などですね。全体的に障害者の施設は、建設しようとするところごく反対があったりするため、今回計画している物と同じような知的障害者の施設は区内にはありません。

【委員】

今までもなかったことに対するアプローチはしてきたのでしょうか。

【説明者】

アプローチはしておりました。入所施設となりますと、例えば1,000㎡程度の敷地は必要になります。そうすると、実際に民間の土地を買うことは相当困難となるため、公有地を活用することが前提となります。例えば、西戸山第二中学校の跡地活用について、庁内検討にノミネートしたのですが、残念ながら採用に至りませんでした。今回、弁天町の国有地の活用法を検討する中で、ようやくこういった入所施設としてやっていこうとなったところです。

【部会長】

歴史的には知的障害の入所施設の措置権限はもともと東京都知事にありました。ですから、青梅市とか、その八王子市の方に最初つくっていたけれど、だんだん確保ができなくなってきて、山形県、秋田県、長野県、北海道などの県外措置施設をいっぱいつくってきた歴史があるのですよ。県外措置施設で対応してきた時期がずっとあったため、市町村に措置が戻ってからなかなかつくれる。ご説明があったような感じで続いてきている。特に山の手線の中は地価も高いし、人口も密集しているので、つくりにくいというのが現実問題としてはある。

【委員】

グループホームとケアホームを一緒くたにしているところがありますよね。グループホームはないけど、ケアホームというのはできていますよね。

【説明者】

はい。施設の類型としては、グループホームケアホーム両方の機能を備えているもの、ケアホームだけのもの、グループホームだけのものといういろいろございました。ケアホームは、ケアの必要が結構ある、割と症状的には軽くない人が入ります。グループホームは自立するわけではないのですが、ケアホームよりは軽い症状の方が入ります。確かに混同してしまう部分がありましたが、6月20日に「障害者総合支援法」という法律ができて、この中でこのグループホームとケアホームをグループホーム側で一本化しようという法改正がなされました。今後は一緒になってわかりやすくなります。

【委員】

そのケアホームの部分を考えて、全く施設がないということではないわけですよね。

【説明者】

そうですね。

【委員】

先程おっしゃっていましたが、自分が手助けできない状態になったとき、障害を抱えたお子さんをどうするかというのは、障害児を抱えた親御さんにとっては究極のテーマといえます。その就労をどう確保するか、住まいをどう確保するかは、何十年も続いてきたテーマではないのでしょうか。グループホームとケアホームが一体化した先にも、その支援が見えないといけないうことを強く感じました。

【説明者】

おっしゃるとおりです。知的障害については、発達障害者支援法ができて、いわゆるアスペルガー症候群の方々なども法律上障害者になり、対象者が拡大されました。そういう方が学校を卒業して、その後お仕事ができればいいのですが、皆さんがお仕事できるわけでもない。そうなってくると、一番重い方は入所施設、軽い方は作業所に入所する必要がありますが、いずれにしても日中に活動できる場が、このままいくと間違いなく入りきらなくなる。

【委員】

もういっぱいですね。

【説明者】

今でもいっぱいですが、これから20歳ぐらいの方が増えてきますので、また別途施設をつくっていかないと間に合わないという状況です。

【部会長】

弁天町の知的障害入所支援施設の定員は何人ですか。

【説明者】

今のところ、入所については知的の方が35名、知的と身体障害の重複の方が10名、合計45名と考えております。それと別に昼間活動する枠を60名考えております。

【部会長】

15名はその地域の人が、例えば自宅からいらっしゃるという想定でしょうか。

【説明者】

はい。まだ決まっていないのですが、45名の入所する人と他の15名で日中活動をやすることを想定しております。

【部会長】

日中活動出来る場ができて、同じ人が入所し続けてしまうとすぐにいっぱいになってしまう。その人たちが今度は軽作業でもいいから、普通の仕事につけるような仕組みを作らないといけないのではないのでしょうか。ジョブコーチをつける、あるいは特定子会社などをつくって障害者雇用進めるとか、全部連続して考えないとなかなかうまく流れないですね。第2部会の専門ではありませんが、仕事とか就労などの事業とかとつながっていかなければいけない。

【説明者】

まさしくご指摘のとおりです。仕事支援センターが障害者も含めたトータルでの就労支援をやっておりまして、私どもの整備する作業所の中から年間何人の方が一般就労に移行できたのかを目標数値にしているのですが、確か去年31名が移行できたと聞いております。また、就労先を見つけるだけでなく、就労した仕事にどうやって定着させていくかという課題もございます。そういったところも含めて、関係各課や地域と連携してやっていきます。

【部会長】

よろしく願います。他に質問などはよろしいですか。

それでは本日のヒアリングは以上です。どうもありがとうございました。

<閉会>